

## 雄武町ハイヤー車両等購入費助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内の一般乗用旅客自動車運送事業所に対し、雄武町ハイヤー車両等購入費助成金を交付することにより、地域公共交通の持続的かつ安定的な運行及び町民の日常的な移動手段の確保を目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 この要綱において、助成金の交付対象者は、町内に営業所等を置き、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合は、助成金を交付しない。

(1) 代表者又は役員その他従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当するとき。

(2) 助成対象者に雄武町町税等の滞納者に対する特別措置に関する条例（平成 19 年条例第 3 号）第 2 条第 1 号に規定する町税の滞納があるとき。

(助成対象経費)

第 3 条 助成金の対象となる経費は、町内の営業所等に配置する一般乗用旅客自動車運送事業に用いる車両の購入に要した経費とする。ただし、車両購入に要した経費が 600 万円を超えるものは 600 万円を上限とする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、助成対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額以内とする。

2 前項で算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雄武町ハイヤー車両購入費助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 車両購入に要した費用の領収書の写し。ただし、車名、型式及び車両本体価格が確認できるものに限る。

(2) 購入車両の自動車検査証

(助成金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、雄武町ハイヤー車両購入費助成金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 前条の交付決定の通知を受けた者は、雄武町ハイヤー車両購入費助成金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けた日から起算して30日以内に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還等)

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けたとき

(2) 車両を取得して3年以内に廃車等をしたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

雄武町長 様

申請者 所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

雄武町ハイヤー車両購入費助成金交付申請書

雄武町ハイヤー車両購入費助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、この申請に関して、申請者の町税等の納付状況を確認することに同意します。

記

1 購入車両名 \_\_\_\_\_

2 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

3 関係書類

(1) 車両購入に要した費用の領収書の写し

(2) 購入車両の自動車検査証



様式第3号（第7条関係）

年 月 日

雄武町長 様

申請者 所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

雄武町ハイヤー車両購入費助成金請求書

年 月 日付けで交付決定のありました雄武町ハイヤー車両購入費助成金について、雄武町ハイヤー車両購入費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_円

2 振込口座

金融機関	銀行・信用金庫 漁協・農協	本店・支店 本所・支所
(ふりがな)	( )	口座種別 普通・当座
口座名義		口座番号